

平成30年12月17日

○条例

小田原市議会議員及び小田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市保育所条例の一部を改正する条例

小田原市漁港管理条例の一部を改正する条例

小田原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

小田原市水路及び認定外道路に関する条例の一部を改正する条例

小田原市準用河川条例の一部を改正する条例

小田原市駅前広場条例の一部を改正する条例

小田原市都市公園条例の一部を改正する条例

○規則

平成30年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

小田原市斎場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

小田原市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市議会議員及び小田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月17日

小田原市長 加藤 憲一

#### 小田原市条例第42号

小田原市議会議員及び小田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

小田原市議会議員及び小田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年小田原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条及び第8条を除き、」を削る。

第6条中「小田原市長の選挙における」及び「（第8条において「候補者」という。）」を削り、「16,000枚を」を「次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を」に、「16,000枚）」を「当該各号に定める枚数）」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 小田原市議会議員の選挙 4,000枚

(2) 小田原市長の選挙 16,000枚

第8条中「16,000枚以内」を「第6条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の小田原市議会議員及び小田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される小田原市議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された小田原市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月17日

小田原市長 加藤 憲一

### 小田原市条例第43号

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和26年小田原市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

**第8条の3** 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、そ

の子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条において同じ。）を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条第1項及び第4項中「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）」を削る。

第13条第1項中「1の年」を「1の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「かかわらず、年」を「かかわらず、年度」に、「前年」を「前年度」に、「で、年」を「で年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同条第3項中「その年」を「その年度」に、「翌年」を「翌年度」に改める。

第17条第3項中「1年」を「1の年度」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第8条の2の次に1条を加える改正規定及び第9条の改正規定は、同年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員に係る施行日から平成32年3月31日までの間における年次休暇の日数については、改正後の

第13条の規定にかかわらず、改正前の第13条の規定により受けることができる年次休暇の日数から、平成31年1月1日から同年3月31日までの間に受けた年次休暇の日数を減じた日数に5日（小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第3項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し5日を超えない範囲内で規則で定める日数）を加えた日数とする。

- 3 前項の規定の適用を受ける職員に係る平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間における年次休暇の日数に関する改正後の第13条第3項の規定の適用については、同項中「この項」とあるのは、「小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年小田原市条例第43号）による改正前の小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条第3項」とする。

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月17日

小田原市長 加藤 憲 一

#### 小田原市条例第44号

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

**第1条** 小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和63年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の177.5」を「100分の182.5」に改める。

**第2条** 小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の182.5」を「100分の177.5」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定は、平成30年12月1日から適用する。

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月17日

小田原市長 加藤 憲一

#### 小田原市条例第45号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

**第1条** 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

**第2条** 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の170」を「100分の160」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定は、平成30年12月1日から適用する。

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月17日

小田原市長 加藤 憲一

#### 小田原市条例第46号

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 小田原市職員の給与に関する条例(昭和37年小田原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「20,000円」を「21,000円」に改め、同条第3項中「21,000円」を「22,000円」に改める。

第19条第1項中「及び第19条の3」を「及び第19条の3第1項」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の90」を「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」に改め、同条第4項中「次条において同じ。)から」を「次条第3項第3号において同じ。)から」に、「同項」を「第20条第1項」に、「次条において同じ。)」を「次条第1項において同じ。)」に改める。

附則第8項中「100分の1.35」を「、6月に支給する場合には100分の1.35、12月に支給する場合には100分の1.425」に、「100分の90」を「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 (第3条、第5条の2関係)

一般職給料表(1)

区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	

41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	469,100
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	469,500
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	469,800
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	470,100
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	470,600
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	471,000
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	471,300
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	471,600
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	472,100
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	472,500
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	472,800
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	473,100
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	473,600
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	474,000
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	474,300
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	474,600
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		475,100
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		475,500
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		475,800
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		476,100
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		476,600
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		477,000
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		477,300
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		477,600
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		478,100
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		478,500
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		478,800
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		479,100
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		479,600
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		480,000
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		480,300
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額、この表の額にかかわらず、1級の17号給を受ける職員にあっては158,300円と、1級の25号給を受ける職員にあっては174,500円と、1級の33号給を受ける職員にあっては188,400円とする。

## 別表第2 (第3条、第5条の2関係)

## 一般職給料表(2)

区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	130,400	181,900	203,600	250,100	279,200
	2	131,300	183,400	204,800	251,300	281,100
	3	132,300	184,900	206,200	252,400	282,900
	4	133,200	186,300	207,500	253,600	284,700
	5	134,200	187,600	208,800	254,500	286,500
	6	135,200	189,100	210,200	255,800	288,300
	7	136,200	190,500	211,600	256,900	290,000
	8	137,200	191,800	213,000	258,100	291,800
	9	138,000	193,200	214,300	259,200	293,300
	10	139,000	194,200	215,900	260,100	295,100
	11	140,000	195,500	217,500	261,300	296,800
	12	141,100	196,600	218,900	262,500	298,600
	13	141,900	197,800	220,100	263,500	300,000
	14	142,900	198,900	221,600	264,600	301,700
	15	143,900	200,000	223,100	265,600	303,300
	16	144,900	201,100	224,400	266,600	304,800
	17	146,000	202,100	225,300	267,600	306,300
	18	147,200	203,200	226,000	268,800	307,900
	19	148,400	204,200	226,900	269,900	309,500
	20	149,600	205,200	227,900	270,800	311,200
	21	150,700	206,100	228,800	271,800	312,200
	22	151,900	207,200	230,300	272,900	313,600
	23	153,100	208,300	231,600	274,000	315,000
	24	154,300	209,300	232,700	275,000	316,500
	25	155,500	210,200	234,100	275,800	317,600
	26	157,000	211,100	235,400	276,900	319,100
	27	158,500	211,800	236,700	278,000	320,500
	28	160,000	212,700	238,000	279,100	321,900
	29	161,400	213,600	238,900	280,000	323,500
	30	162,900	214,800	240,100	281,100	324,700
	31	164,400	215,800	241,400	282,100	326,000
	32	165,900	216,700	242,600	283,100	327,200
	33	167,400	217,300	243,700	283,800	328,300
	34	169,200	218,500	245,000	284,700	329,200
	35	171,000	219,600	246,100	285,600	330,300
	36	172,800	220,800	247,300	286,700	331,400
	37	174,600	221,400	248,600	287,300	332,500
	38	176,300	222,600	249,700	288,200	333,600
	39	178,000	223,800	251,000	289,100	334,600
	40	179,700	224,900	252,300	290,000	335,600
41	181,300	225,800	253,300	290,600	336,600	

42	182,700	227,000	254,600	291,600	337,600
43	184,000	228,000	255,700	292,600	338,600
44	185,400	229,100	257,000	293,500	339,600
45	186,900	230,200	257,800	294,200	340,500
46	188,200	231,200	258,900	295,100	341,500
47	189,600	232,300	260,100	296,000	342,500
48	191,000	233,300	261,100	296,900	343,500
49	192,300	234,300	262,300	297,600	344,400
50	193,400	235,400	263,500	298,200	345,300
51	194,500	236,500	264,700	298,900	346,200
52	195,700	237,600	265,600	299,700	347,000
53	196,800	238,700	266,500	300,300	347,800
54	197,900	239,700	267,600	301,100	348,600
55	198,800	240,600	268,800	301,800	349,400
56	199,900	241,400	270,000	302,500	350,100
57	201,000	242,300	270,800	303,200	350,800
58	202,000	243,300	271,800	303,900	351,600
59	203,000	244,300	272,900	304,700	352,400
60	204,000	245,200	273,900	305,400	353,100
61	205,100	246,000	274,900	306,000	353,800
62	206,000	246,900	276,000	306,700	354,500
63	206,900	247,800	276,800	307,400	355,200
64	207,800	248,700	277,900	308,100	355,900
65	208,500	249,500	278,700	308,600	356,500
66	209,300	250,300	279,500	309,100	357,000
67	210,000	251,100	280,300	309,700	357,500
68	210,800	251,800	281,100	310,300	358,000
69	211,200	252,500	281,700	310,900	358,400
70	211,800	253,100	282,500	311,300	358,900
71	212,100	253,500	283,300	311,800	359,400
72	212,600	253,900	284,000	312,300	359,900
73	212,800	254,100	284,800	312,600	360,300
74	213,400	254,500	285,500	313,100	360,800
75	213,900	255,000	286,300	313,600	361,300
76	214,600	255,500	287,100	314,000	361,800
77	214,800	255,800	287,700	314,200	362,200
78	215,500	256,200	288,200	314,500	362,700
79	216,000	256,700	288,700	314,800	363,200
80	216,600	257,200	289,100	315,100	363,700
81	217,300	257,500	289,500	315,400	364,100
82	217,700	257,800	289,900	315,700	364,600
83	218,300	258,100	290,400	316,000	365,100
84	219,000	258,400	290,900	316,300	365,600
85	219,600	258,600	291,300	316,500	366,000
86	220,100	258,800	291,900	316,900	366,500
87	220,600	259,100	292,500	317,200	367,000
88	221,300	259,400	293,100	317,400	367,500
89	221,800	259,600	293,400	317,600	367,900

90	222,400	259,800	293,900	317,900	
91	223,000	260,200	294,400	318,200	
92	223,500	260,400	294,800	318,500	
93	223,900	260,700	295,200	318,700	
94	224,400	261,100	295,700	319,000	
95	224,900	261,400	296,200	319,300	
96	225,400	261,700	296,700	319,500	
97	225,700	261,900	297,000	319,700	
98	226,200	262,200	297,400	320,000	
99	226,700	262,400	297,900	320,300	
100	227,200	262,700	298,400	320,500	
101	227,600	263,000	298,800	320,700	
102	228,100	263,200	299,200		
103	228,700	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

## 別表第3 (第3条、第5条の2関係)

## 医療職給料表(1)

区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700	566,500
	2	250,400	336,100	400,800	474,000	569,600
	3	252,900	339,000	403,700	476,200	572,700
	4	255,400	342,000	406,500	478,500	575,800
	5	257,600	344,700	409,100	480,700	578,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900	581,100
	7	265,200	351,100	414,600	485,100	583,500
	8	269,000	354,200	417,300	487,300	585,900
	9	272,600	357,000	419,500	489,300	588,100
	10	276,600	359,900	422,200	491,400	589,600
	11	280,600	363,000	424,800	493,500	591,100
	12	284,600	366,200	427,500	495,600	592,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700	594,100
	14	292,400	372,700	432,400	499,800	595,200
	15	296,300	375,900	434,800	501,900	596,300
	16	300,200	379,600	437,300	504,000	597,200
	17	303,900	383,200	439,300	506,100	598,400
	18	307,500	385,900	441,700	508,100	599,400
	19	311,000	388,700	444,000	510,100	600,400
	20	314,600	391,400	446,400	512,100	601,400
	21	318,200	394,200	447,900	513,900	602,400
	22	321,900	396,800	450,300	515,700	
	23	325,400	399,400	452,600	517,600	
	24	328,900	401,800	454,900	519,500	
	25	332,400	403,800	456,900	521,200	
	26	335,200	406,100	459,200	523,000	
	27	337,800	408,300	461,400	524,800	
	28	340,400	410,600	463,700	526,600	
	29	343,200	412,900	465,800	528,200	
	30	345,300	415,000	468,100	530,000	
	31	347,500	417,000	470,400	531,800	
	32	349,900	419,100	472,600	533,600	
	33	352,100	421,000	474,600	535,200	
	34	354,500	422,800	476,700	537,000	
	35	356,700	424,600	478,800	538,700	
	36	359,200	426,600	480,900	540,500	
	37	361,400	428,500	483,000	542,100	
	38	363,800	430,500	484,800	543,700	
	39	366,200	432,400	486,600	545,100	
	40	368,400	434,400	488,400	546,700	
41	370,700	436,200	490,100	548,200		

42	372,100	438,000	491,900	549,600	
43	373,600	439,700	493,700	551,000	
44	375,000	441,500	495,500	552,300	
45	376,200	443,300	497,100	553,500	
46	377,600	445,100	498,800	554,500	
47	379,100	446,900	500,600	555,500	
48	380,600	448,600	502,400	556,500	
49	381,700	450,400	504,000	557,500	
50	382,700	452,100	505,300	558,400	
51	383,700	453,900	506,600	559,300	
52	384,500	455,700	507,900	560,200	
53	385,400	457,600	508,900	561,000	
54	386,300	458,800	510,200	561,900	
55	387,000	460,000	511,500	562,800	
56	387,900	461,200	512,800	563,700	
57	388,600	462,400	513,800	564,600	
58	389,500	463,400	514,600	565,500	
59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400	572,500	
67		470,400	522,100	573,400	
68		471,000	523,000	574,300	
69		471,300	523,900	575,200	
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		

	90		483,000	542,000		
	91		483,600	542,900		
	92		484,000	543,800		
	93		484,500	544,600		
	94		485,100	545,500		
	95		485,700	546,400		
	96		486,300	547,300		
	97		486,800	548,100		
	98			549,000		
	99			549,900		
	100			550,800		
	101			551,600		
	102			552,500		
	103			553,400		
	104			554,300		
	105			555,100		
	106			556,000		
	107			556,900		
	108			557,800		
	109			558,600		
	110			559,500		
	111			560,400		
	112			561,300		
	113			562,100		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

別表第4 (第3条、第5条の2関係)

医療職給料表(2)

区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	248,100	279,900	327,000	371,100
	2	150,400	188,500	249,300	281,900	329,000	373,800
	3	151,800	190,100	250,500	284,100	331,200	376,400
	4	153,200	191,700	251,900	286,200	333,400	379,100
	5	154,400	193,200	253,100	288,300	335,200	381,500
	6	156,200	194,700	254,300	290,400	337,400	384,200
	7	157,900	196,300	255,500	292,500	339,400	386,800
	8	159,600	197,800	256,600	294,600	341,600	389,500
	9	161,300	199,400	257,900	296,600	343,400	391,600
	10	163,000	201,100	258,900	298,800	345,500	393,900
	11	164,700	202,700	259,900	300,900	347,600	396,100
	12	166,500	204,400	260,900	303,100	349,700	398,300
	13	168,000	205,800	262,200	305,100	351,200	400,400
	14	169,900	208,000	263,500	307,000	353,200	402,400
	15	171,900	210,100	265,100	309,100	355,100	404,400
	16	173,800	212,200	266,500	311,100	357,100	406,500
	17	175,700	214,200	268,000	313,100	358,900	408,300
	18	177,600	216,200	269,800	315,100	360,900	410,300
	19	179,400	218,100	271,600	317,200	362,900	412,200
	20	181,300	220,000	273,400	319,300	364,900	414,300
	21	183,200	222,100	275,200	321,100	366,700	416,100
	22	184,700	223,700	277,000	323,100	368,700	417,700
	23	186,200	225,300	278,800	324,900	370,800	419,300
	24	187,700	226,900	280,500	326,900	372,900	420,800
	25	189,300	228,300	282,300	328,600	374,300	422,300
	26	190,600	229,900	284,200	330,500	376,100	423,600
	27	192,100	231,400	286,100	332,500	377,900	424,900
	28	193,500	233,000	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	195,000	234,100	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	196,200	235,600	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	197,500	237,000	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	198,800	238,200	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	200,200	239,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	201,600	241,200	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	202,900	242,400	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	204,300	243,800	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	205,400	244,700	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	206,700	245,900	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	208,000	247,100	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	209,300	248,300	308,200	355,100	395,800	439,000
41	210,400	249,700	309,900	356,300	396,600	439,500	

42	211,600	250,700	311,600	357,400	397,400	439,900
43	212,800	251,700	313,200	358,600	398,200	440,300
44	214,000	252,800	314,900	359,800	399,000	440,700
45	215,200	254,000	315,800	361,000	399,400	441,100
46	216,300	255,300	317,200	361,800	400,000	441,500
47	217,300	256,700	318,700	363,000	400,500	441,900
48	218,400	258,200	320,300	364,100	400,900	442,200
49	219,400	259,600	321,700	365,100	401,300	442,500
50	220,400	261,300	323,000	366,100	401,600	442,900
51	221,300	263,000	324,200	367,100	401,900	443,200
52	222,300	264,600	325,500	368,100	402,200	443,500
53	222,700	266,000	326,600	368,900	402,500	443,800
54	223,600	267,800	327,600	369,700	402,800	
55	224,300	269,500	328,700	370,600	403,100	
56	225,200	271,200	329,700	371,500	403,400	
57	225,900	272,700	330,200	372,000	403,700	
58	226,800	274,400	331,100	372,800	404,000	
59	227,500	276,100	331,900	373,600	404,300	
60	228,300	277,700	332,800	374,400	404,700	
61	229,200	279,200	333,600	374,800	404,900	
62	230,000	280,800	333,900	375,500	405,200	
63	230,900	282,500	334,500	376,200	405,500	
64	231,900	284,200	335,200	376,900	405,800	
65	232,500	285,700	335,800	377,300	406,000	
66	233,300	287,400	336,500	377,900	406,300	
67	234,100	289,100	337,200	378,600	406,600	
68	234,900	290,700	337,900	379,200	406,900	
69	235,600	291,900	338,600	379,600	407,100	
70	236,300	293,500	339,100	380,100		
71	237,000	294,800	339,700	380,600		
72	237,600	296,400	340,300	381,100		
73	238,300	297,700	340,600	381,700		
74	239,100	299,200	341,200	382,200		
75	239,900	300,600	341,700	382,800		
76	240,600	302,100	342,300	383,400		
77	241,000	303,100	342,800	383,900		
78	241,600	304,300	343,300	384,400		
79	242,200	305,500	343,800	384,900		
80	242,800	306,900	344,200	385,400		
81	243,100	308,200	344,500	385,700		
82	243,500	309,400	344,800	386,200		
83	243,900	310,700	345,200	386,600		
84	244,200	311,900	345,500	387,000		
85	244,500	313,300	346,000	387,400		
86		314,100	346,300	387,900		
87		314,900	346,600	388,300		
88		315,700	346,900	388,700		
89		316,300	347,300	389,100		

90		317,000	347,600	389,600		
91		317,700	348,000	390,000		
92		318,300	348,300	390,400		
93		319,000	348,700	390,800		
94		319,200	349,000	391,300		
95		319,800	349,300	391,700		
96		320,400	349,600	392,100		
97		321,000	349,900	392,500		
98		321,500	350,300	393,000		
99		322,000	350,700	393,400		
100		322,500	351,100	393,800		
101		323,100	351,600	394,200		
102		323,600	352,000	394,700		
103		324,000	352,400	395,100		
104		324,500	352,800	395,500		
105		325,000	353,300	395,900		
106		325,400		396,400		
107		325,600		396,800		
108		326,000		397,200		
109		326,400		397,600		
110		326,800		398,100		
111		327,200		398,500		
112		327,600		398,900		
113		327,900		399,300		
114		328,100				
115		328,500				
116		328,800				
117		329,000				
118		329,300				
119		329,600				
120		329,900				
121		330,100				
122		330,400				
123		330,800				
124		331,000				
125		331,200				
126		331,400				
127		331,800				
128		332,000				
129		332,200				
130		332,600				
131		333,000				
132		333,400				
133		333,600				
再任用 職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

別表第5 (第3条、第5条の2関係)

医療職給料表(3)

区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300
	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400
	38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100
	39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900
	40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700
41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200	

42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700
43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200
44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500
45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600
46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700
47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800
48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000
49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300
50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400
51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600
52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700
53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900
54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100
57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200
58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	426,200
59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	427,300
60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	428,400
61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	429,500
62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	430,500
63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	431,600
64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	432,700
65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	433,800
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	434,800
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	435,900
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	437,000
69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	438,100
70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000	439,100
71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700	440,200
72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300	441,300
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000	442,400
74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500	443,400
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100	444,500
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600	445,600
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000	446,700
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	

90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	396,400	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	396,900	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	397,300	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	397,700	
106	291,100	321,700	354,000	372,300		
107	291,600	322,200	354,400	372,800		
108	292,100	322,700	354,700	373,300		
109	292,300	323,100	355,200	373,900		
110	292,600	323,500	355,700	374,300		
111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700	376,300		
115	294,100	325,300	358,200	376,800		
116	294,400	325,600	358,600	377,300		
117	294,700	325,800	359,000	377,900		
118	295,000	326,100	359,400			
119	295,300	326,500	359,900			
120	295,700	326,700	360,400			
121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300	363,100			
127	297,800	328,700	363,600			
128	298,200	328,900	364,100			
129	298,400	329,100	364,400			
130	298,700	329,300	364,900			
131	299,100	329,700	365,400			
132	299,500	329,900	365,900			
133	299,700	330,200	366,200			
134	300,000	330,600	366,700			
135	300,400	331,000	367,200			
136	300,700	331,400	367,700			
137	300,900	331,700	368,000			

138	301,200	332,100	368,500				
139	301,600	332,500	369,000				
140	301,900	332,900	369,500				
141	302,100	333,200	369,800				
142	302,500	333,600	370,300				
143	302,900	333,900	370,800				
144	303,200	334,300	371,300				
145	303,400	334,600	371,600				
146	303,600	335,000	372,100				
147	303,900	335,400	372,600				
148	304,300	335,800	373,100				
149	304,500	336,100	373,400				
150	304,700	336,500	373,900				
151	305,000	336,900	374,400				
152	305,300	337,300	374,900				
153	305,700	337,600	375,200				
154	305,900	338,000					
155	306,100	338,400					
156	306,400	338,800					
157	306,700	339,100					
158	307,000	339,500					
159	307,300	339,900					
160	307,600	340,300					
161	308,000	340,600					
162	308,300	341,000					
163	308,600	341,400					
164	308,900	341,800					
165	309,300	342,100					
166	309,600	342,500					
167	309,900	342,900					
168	310,200	343,300					
169	310,600	343,600					
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

**第2条** 小田原市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「及び附則第5項第3号」を削り、同条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」に改め、同条第4項中「。附則第5項第3号において同じ。」を削る。

第20条第1項中「及び附則第5項第4号」を削り、同条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改め、同条第3項中「、同条第4項中「附則第5項第3号」とあるのは「附則第5項第4号」と」を削り、「第20条第3項」を「、第20条第3項」に改める。

附則第5項の前の見出し、同項から附則第9項まで、附則第10項の前の見出し、同項から附則第12項まで及び附則第13項を削る。

(小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第3条** 小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年小田原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第8条第2項中「、6月に支給する場合には」を削り、「、12月に支給する場合には」を「」とあるのは「100分の165」と、「」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

**第4条** 小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」を「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第5項及び第6項の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小田原市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の小田原市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(小田原市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

- 5 小田原市職員の修学部分休業に関する条例（平成21年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 6 小田原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年小田原市条例第10号）の一部

を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し及び同項から附則第6項までを削る。

小田原市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月17日

小田原市長 加藤 憲一

## 小田原市条例第47号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

**第1条** 小田原市市税条例（昭和50年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第5項第1号中「3分の1」を「2分の1」に改め、同項第5号中「3分の1」を「12分の7」に改め、同項中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法附則第15条第32項第3号に規定する条例で定める割合 3分の1

**第2条** 小田原市市税条例の一部を次のように改正する。

第6条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第25条の次に次の1条を加える。

（環境性能割の減免）

**第25条の2** 市長は、天災その他特別の事情がある場合において環境性能割の減免を必要とすると認める3輪以上の軽自動車であって規則で定めるものに対しては、環境性能割を減免することができる。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第26条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、」を削り、「対し」を「対して課する種別割の税率は」に改める。

第27条の見出し及び同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第28条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「納税義務者」を「種別割の納税義務者」に改め、同条第4項中「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に改める。

第29条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税を減額し、又は免除する」を「種別割を減免する」に改め、同項第1号及び第3号中「減額又は免除」を「減免」に改め、同条第2項中「軽自動車税を減額し、又は免除する」を「種別割を減免する」に改め、同条第3項中「軽自動車税の減額又は免除」を「種別割の減免」に改める。

第30条第2項中「第443条」を「第445条」に、同条第6項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第37条第2号中「若しくは第28条第1項」を「、法第454条又は第28条第1項若しくは第4項」に改め、「同条第4項の規定により提出すべき」を削る。

附則第5項第8号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同項第9号中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同項第10号中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附則第30項中「附則第27項」を「附則第30項」に改め、同項を附則第33項とする。

附則第29項中「附則第26項」を「附則第29項」に改め、同項を附則第32項とする。

附則第28項中「附則第25項」を「附則第28項」に改め、同項を附則第31項とし、附則第27項を附則第30項とする。

附則第26項中「附則第29項及び第30項」を「附則第32項及び第33項」に改め、同項を附則第29項とし、附則第15項から第25項までを3項ずつ繰り下げる。

附則第14項の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に、「附則第25項から第30項まで」を「附則第28項から第33項まで」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項を附則第17項とし、附則第13項の次に次の3項を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

14 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)

15 市長は、当分の間、第25条の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

16 市長は、当分の間、第25条の2の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免することができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中小田原市市税条例第8条の改正規定及び次項の規定 平成31年1月1日

(2) 第2条中小田原市市税条例附則第5項の改正規定 平成31年4月1日

(3) 第2条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第3項及び第4項の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の小田原市市税条例第8条の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

3 第2条の規定による改正後の小田原市市税条例第25条の2及び第37条並びに附則第14項から第16項までの規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

4 第2条の規定による改正後の小田原市市税条例第6条及び第26条から第29条まで並びに附則第17項の規定は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

小田原市保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月17日

小田原市長 加藤 憲一

**小田原市条例第48号**

小田原市保育所条例の一部を改正する条例

小田原市保育所条例（昭和32年小田原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の表小田原市立上府中保育園の項を削る。

**附 則**

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月17日

小田原市長 加藤 憲 一

#### 小田原市条例第49号

小田原市漁港管理条例の一部を改正する条例

小田原市漁港管理条例（昭和39年小田原市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「数量」を「重量」に改め、同表の2中「広告版」を「広告板」に改め、同表備考3及び4を次のように改める。

- 3 重量が50キログラム若しくは1トン未満である場合又はこれに端数がある場合は、その満たない数又はその端数を50キログラム又は1トンとみなして算定する。
- 4 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満である場合又はこれらに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数がある場合は、その満たない数又はその端数を切り捨てて算定する。

別表第1備考6中「占用料が」を「占用料の総額が、」に、「、100円とする」を「100円とし、100円を超える場合で10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して算定する」に改め、同表中備考6を備考7とし、同表備考5中「とし、月割りをもって算定して得た額に100分の105」を「とみなして算定し、その額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率とを合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率」に改め、同表中備考5を備考6とし、備考4の次に次のように加える。

- 5 占用の期間（当該期間が1月未満である場合を除く。）に1月未満の端数がある場合は、その端数を1月とみなして算定する。

別表第2中「第11条」を「第12条」に改め、同表の2中「現状」を「原状」に改

め、同表備考1を次のように改める。

- 1 採取量若しくは表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01立方メートル、0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満である場合又はこれらに0.01立方メートル、0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数がある場合は、その満たない数又はその端数を切り捨てて算定する。

別表第2備考3及び4中「100分の105」を「消費税率等に1を加えた率」に改め、同表備考5中「占用料が」を「占用料の総額が、」に、「、100円とする」を「100円とし、100円を超える場合で10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して算定する」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料及び占用に係る占用料について適用し、同日前の利用に係る使用料及び占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に許可を受けている土砂の採取に係る土砂採取料については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

小田原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月17日

小田原市長 加藤 憲一

**小田原市条例第50号**

小田原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

小田原市道路占用料徴収条例（昭和40年小田原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「応答する」を「応当する」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件の種類		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1月	円 150
	第二種電柱		232
	第三種電柱		313
	第一種電話柱		135
	第二種電話柱		215
	第三種電話柱		296
	支線柱及び支線		61
	その他の柱類		13
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1月	1.3
	地下に設ける電線その他の線類		0.8
	路上に設ける変圧器	1個につき1月	132
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1月	80
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1月	270
	郵便差出箱及び信書便差出箱		113
		表示面積1平方	

	広告塔	メートルにつき 1月	381	
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1月	270	
法第32 条第1項 第2号に 掲げる物 件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル につき1月	5	
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		8	
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		12	
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		15	
	外径が0.2メートル以上0.3 メートル未満のもの		24	
	外径が0.3メートル以上0.4 メートル未満のもの		32	
	外径が0.4メートル以上0.7 メートル未満のもの		56	
	外径が0.7メートル以上1メー トル未満のもの		80	
	外径が1メートル以上2メー トル未満のもの		161	
	外径が2メートル以上のもの		324	
法第32条第1項第3号に掲げる施設			270	
法第32条第1項第4号 に掲げる施設	歩廊		12	
	その他のもの		20	
法第32 条第1項 第5号に 掲げる施 設	地下街及び地 下室	占用面積1平方 メートルにつき 1月	階数が1のもの	$A \times 0.005 \times \frac{1}{12}$
			階数が2のもの	$A \times 0.008 \times \frac{1}{12}$
			階数が3以上のもの	$A \times 0.01 \times \frac{1}{12}$
	上空に設ける通路		190	
	地下に設ける通路		114	
	その他のもの		20	
法第32 条第1項	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	占用面積1平方 メートルにつき	46	

第6号に掲げる施設			1日	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	460
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	460
		その他のもの		381
	標識		1本につき1月	215
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	46
		その他のもの	1本につき1月	460
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	46
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	460
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,580
		その他のもの		2,290
	政令第7条第2号に掲げる工作物			
政令第7条第3号に掲げる施設				$A \times 0.034 \times \frac{1}{12}$
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料				460
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				320
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの			$A \times 0.015 \times \frac{1}{12}$
	上空に設けるもの			$A \times 0.024 \times \frac{1}{12}$
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		$A \times 0.005 \times \frac{1}{12}$
		階数が2のもの		$A \times 0.008 \times \frac{1}{12}$

		階数が3以上のもの		$A \times 0.01 \times \frac{1}{12}$
		その他のもの		$A \times 0.034 \times \frac{1}{12}$
政令第7条第9号に掲げる施設		建築物	占用面積1平方メートルにつき1月	$A \times 0.015 \times \frac{1}{12}$
		その他のもの		$A \times 0.01 \times \frac{1}{12}$
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場		建築物		$A \times 0.024 \times \frac{1}{12}$
		その他のもの		$A \times 0.01 \times \frac{1}{12}$
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物		トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		$A \times 0.015 \times \frac{1}{12}$
		上空に設けるもの		$A \times 0.024 \times \frac{1}{12}$
		その他のもの		$A \times 0.034 \times \frac{1}{12}$
政令第7条第12号に掲げる器具				$A \times 0.034 \times \frac{1}{12}$
政令第7条第13号に掲げる施設		トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		$A \times 0.015 \times \frac{1}{12}$
		上空に設けるもの		$A \times 0.024 \times \frac{1}{12}$
		その他のもの	$A \times 0.034 \times \frac{1}{12}$	
上記以外の占用物件			表示面積若しくは占用面積1平方メートル又は長さ1メートルにつき1月	50

## 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行し、改正後の小田原市道路占用料徴収条例の規定は、同日以後の占用に係る占用料について適用する。

小田原市水路及び認定外道路に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月17日

小田原市長 加藤 憲一

#### 小田原市条例第51号

小田原市水路及び認定外道路に関する条例の一部を改正する条例

小田原市水路及び認定外道路に関する条例（昭和39年小田原市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「42円」を「50円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、同日以後の占用に係る占用料について適用する。

小田原市準用河川条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月17日

小田原市長 加藤 憲一

#### 小田原市条例第52号

小田原市準用河川条例の一部を改正する条例

小田原市準用河川条例（平成12年小田原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「42円」を「50円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後の占用に係る占用料について適用する。

小田原市駅前広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月17日

小田原市長 加藤 憲一

### 小田原市条例第53号

小田原市駅前広場条例の一部を改正する条例

小田原市駅前広場条例（昭和50年小田原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（占用料）

**第7条** 第4条第1項又は前条第1項の許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、小田原市道路占用料徴収条例（昭和40年小田原市条例第3号）第2条及び第3条の規定の例により算定して得た額の占用料を納付しなければならない。

第7条の5を次のように改める。

（使用料）

**第7条の5** 第7条の2第1項又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定めるところにより算出した使用料の額に、当該許可に係る期間の開始の日から起算し、当該期間が満了する日又は使用を廃止した日の属する月の当該期間の開始日に応ずる日の前日までの月数を乗じて得た額の使用料を納付しなければならない。この場合において、当該期間が1月に満たないときは、その月数は1月とする。

別表第1を削る。

別表第2中「1箇所」の次に「につき1月」を加え、同表を別表とする。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行し、改正後の第7条の規定は、同日以後の占用に係る占用料について適用する。

小田原市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月17日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第54号

小田原市都市公園条例の一部を改正する条例

小田原市都市公園条例（昭和33年小田原市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。
- 3 1件の使用料の総額が、100円未満の場合は100円とし、100円を超える場合で10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して計算する。

別表第2(3)の表を次のように改める。

(3) 都市公園の占用許可による使用料

占用物件の種類		単位	金額
法第7条第1項第1号に掲げるもの	第一種電柱	1本につき1月	円 150
	第二種電柱		232
	第三種電柱		313
	第一種電話柱		135
	第二種電話柱		215
	第三種電話柱		296
	支線柱及び支線		61
	鉄塔	占用面積1平方メートルにつき1月	228
	その他の柱類	1本につき1月	13
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1月	1.3
	地下に設ける電線その他の線類		0.8
	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1月	270
	外径が0.07メートル未満のもの		5

法第7条第1項第2号に掲げるもの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1月	8
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		12
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		15
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		24
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		32
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		56
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		80
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		161
法第7条第1項第4号に掲げるもの	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1月	113
	公衆電話所		270
令第12条第2項第1号に掲げるもの		1本につき1月	215
令第12条第2項第7号及び第8号に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1月	460
上記以外の占用物件		表示面積若しくは占用面積1平方メートル又は占用物件の長さ1メートルにつき1月	50

備考

- この表において「第一種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第二種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

- 2 この表において「第一種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第二種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 この表において「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 この表において「表示面積」とは、掲示板等の表示部分の面積をいう。

別表第2(4)の表広告物の表示の項中「460」を「381」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行し、改正後の小田原市都市公園条例の規定は、同日以後の占用又は行為に係る使用料について適用する。

平成30年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則をここに公布する。

平成30年12月17日

小田原市長 加藤 憲一

### 小田原市規則第63号

平成30年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年小田原市条例第46号。以下「平成30年改正条例」という。）附則第4項の規定に基づき、平成30年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経過措置額支給特定職員 小田原市職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第5号。以下「給与条例」という。）附則第5項に規定する特定職員であり、かつ、平成30年4月1日前に55歳に達した者であつて、小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年小田原市条例第19号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料を支給されるものをいう。
- (2) 施行日 平成30年改正条例の施行の日をいう。
- (3) 改正後の給与条例 平成30年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例をいう。
- (4) 改正前の給与条例 平成30年改正条例第1条の規定による改正前の給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

**第3条** 経過措置額支給特定職員に対する平成30年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規

定（第5条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもって当該各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料（市長が別に定める場合におけるものに限る。）
- (2) 地域手当
- (3) 期末手当
- (4) 勤勉手当

**第4条** 経過措置額支給特定職員に対する平成30年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第12条その他の法令（条例及び規則を含む。）の規定による給与の減額（市長が別に定めるものに限る。第6条第2項において「給与条例第12条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定（次条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の特例）

**第5条** 平成30年4月1日から施行日の前日までの間において平成27年4月1日における給料の切替え等に関する規則（平成27年小田原市規則第15号。以下「切替規則」という。）第4条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成27年改正条例附則第4項又は第5項の規定による給料については、同条又は切替規則第5条の規定にかかわらず、市長が別に定めるところによる。

**第6条** 平成30年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第5項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第5項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例附則第3項から

第5項までの規定による給料の額との合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しないときにおける切替規則第6条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

- 2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第3条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する給与条例第12条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料については、適用しない。

（実施細目）

**第7条** この規則に定めるもののほか、平成30年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市斎場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年12月17日

小田原市長 加藤 憲一

**小田原市規則第64号**

小田原市斎場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

小田原市斎場条例の一部を改正する条例（平成30年小田原市条例第40号）の施行期日は、平成31年7月1日とする。

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月17日

小田原市長 加藤 憲一

### 小田原市規則第65号

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年小田原市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「100分の180」を「6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には100分の190」に改め、同条第2号中「100分の85」を「6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第14条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

小田原市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月17日

小田原市長 加藤 憲一

### 小田原市規則第66号

小田原市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市印鑑条例施行規則（昭和54年小田原市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「印鑑登録原票」を「印鑑登録」に改め、同条中「印鑑登録原票抹消通知書」を「印鑑登録抹消通知書」に改める。

第10条中「第16条」を「第16条第1項」に改め、「様式第6号）」の次に「又は市長が別に定める様式」を加える。

第11条第2項中「電子計算機の実出力装置」の次に「若しくは多機能端末機」を加え、「当該出力装置」を「電子計算機の実出力装置」に改める。

第14条第1号中「抹消し、又は再製」を「登録を抹消した印鑑に係る印鑑登録原票及び再製」に、「抹消し、又は」を「印鑑の登録を抹消し、又は印鑑登録原票を」に改める。

様式第5号中「印鑑登録原票抹消通知書」を「印鑑登録抹消通知書」に、「印鑑登録原票を」を「登録を」に改める。

### 附 則

この規則は、平成31年1月15日から施行する。

小田原市保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月17日

小田原市長 加藤 憲一

#### 小田原市規則第67号

小田原市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市保育所条例施行規則（昭和42年小田原市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表小田原市立上府中保育園の項を削る。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。